

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和5年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	70,019千円
【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	877,536千円

(単位：千円)

区分		令和5年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	390,529	40,438	350,091	69,652	85,283	1,135	194,021	15,481
	老人福祉費	405,132	7,064	398,068	4,459	66,105	3,969	323,535	25,815
	児童福祉費	400,626	74,455	326,171	103,756	117,430	7,234	97,751	7,800
衛生費	保健衛生費	405,234	86,560	318,674	23,814	20,663	11,968	262,229	20,923
合 計		1,601,521	208,517	1,393,004	201,681	289,481	24,306	877,536	70,019

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分